

新たに資格取得する方へ

【マイナ保険証(資格確認書)等について】

- 「組合員資格取得届書(給付様式第1-1号)」及び「個人番号届書(給付様式第12-1号)」を所属所に提出することで、マイナ保険証をお持ちの方へは「資格情報のお知らせ」を、マイナ保険証をお持ちでない方等へは「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を共済組合からお送りいたします。(送付物については75歳以上の方を除きます。)
- マイナ保険証をお持ちの方については、「資格情報のお知らせ」がお手元に届き次第、マイナ保険証が利用可能となります。(提出書類の不備等がない場合、共済組合に書類が届いてから概ね2週間程度で利用可能となります。)
- 資格取得に関する証明書は、資格確認書や資格情報のお知らせ等と同様の資格確認が必要のため、交付しません。
- かかりつけの医療機関等を受診する場合は、健康保険の保険者が変わる旨を伝えてください。
- 健康保険について、共済組合に加入となることから、ご家族等の扶養に入っていた方は扶養から抜ける(取消)の手続きが必要となります。詳細はご家族が加入している健康保険組合等にお問合せください。
- 75歳以上の方の場合は、現在の後期高齢者医療制度のままとなりますので、健康保険の変更はありません。しかしながら、共済組合の一部事業が適用となることから、給付様式第1-1号及び給付様式第12-1号様式は提出が必要です。

【ご家族等を扶養する場合】

- 扶養している親族がいる場合、「被扶養者申告書【認定用】(給付様式第2-1-1号)」及びその他要件を確認する書類並びに「個人番号届書(給付様式第12-1号)」を所属所にご提出ください。
- 「被扶養者申告書【認定用】」を事由発生日(組合員の資格取得日等)から**30日以内**に所属所が受理し、要件を備えていることを確認した場合は、事由発生日から扶養認定します。
- 事由発生日から30日を経過して所属所が受付した場合は、所属所が受付した日からの認定となります。

【資格確認書・資格情報のお知らせの交付前に医療機関等を受診する場合】

- 共済組合から資格確認書・資格情報のお知らせが交付される前に医療機関等を受診する場合は、医療機関等に「健康保険の手続き中」であることを伝え、医療機関等の指示に従ってください。
- 保険適用となる医療費を10割支払った場合、共済組合から資格確認書・資格情報のお知らせが届き次第、次の(1)または(2)の手続きを行ってください。
 - (1) 医療機関等にマイナ保険証が利用可能となった(資格確認書が交付された)ことを連絡する。
マイナ保険証(資格確認書)等を医療機関等に提示し、医療費が払い戻しされた場合は手続き終了です。
 - (2) (1)の手続きができなかった場合は、当支部へ療養費の請求手続きを行う。
保険適用外の費用や消費税は請求対象外です。請求期間は、医療費を支払った日の翌日から2年間です。

請求に必要な書類

①～③の書類を所属所に提出してください。

① 療養費・家族療養費請求書（国内用）（給付様式第9-1号）

公立学校共済組合神奈川支部のホームページ【こんなときガイド→病気やケガをしたとき→自費で支払った治療費（療養費・家族療養費）の請求手続き→療養費・家族療養費請求書（国内用）】の1ページ目を印刷してください。

請求書は、医療機関等（病院、薬局）ごと、月ごとに1枚必要です。

② レセプト（原本）

医療機関等（病院、薬局）にレセプト（診療報酬明細書）の発行を依頼してください。

レセプトは、会計時に領収書と一緒に発行される診療明細書ではありません。

③ 領収書（原本）

医療費の10割を自己負担した領収書の原本が必要です。領収書を他で使用するために返却を希望する場合は、①の請求書の上部余白に返却希望理由（〇〇市に公費負担分を請求するため領収書の返却を希望 等）を記入してください。給付金決定通知書と共に、所属所経由で返却します。

【市区町村等発行の医療証 乳小親障精 等をお持ちの方へ】

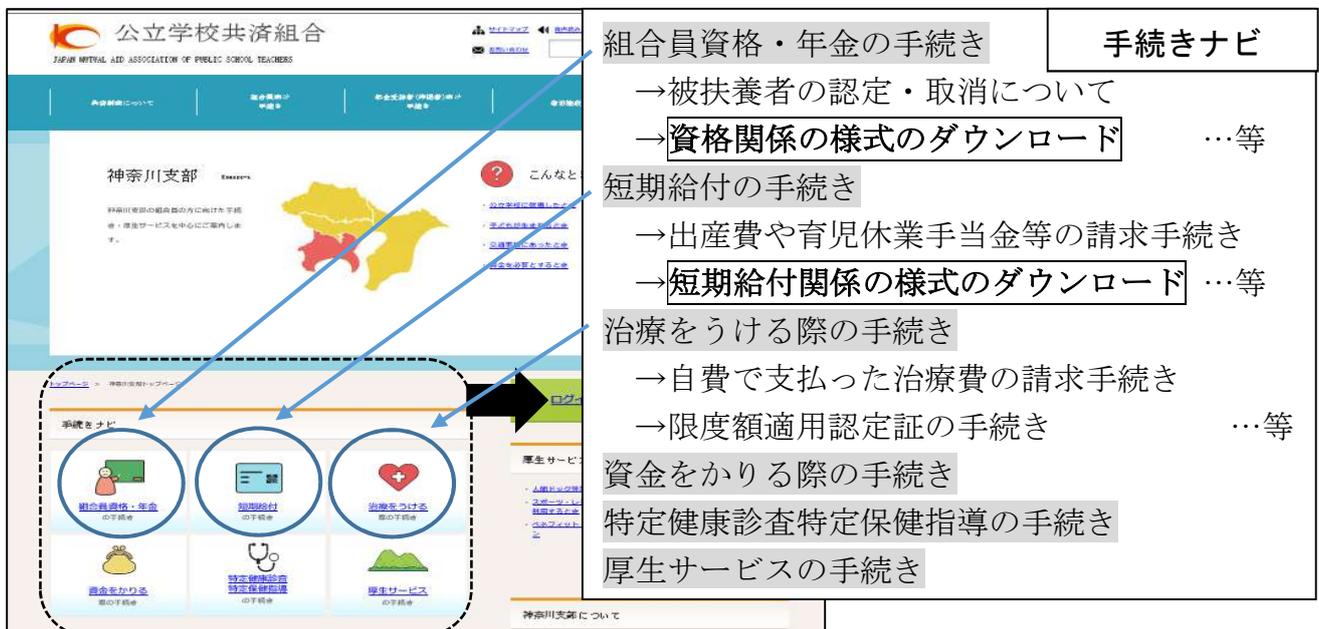
市区町村等自治体から、乳幼児・障害者・ひとり親家庭・自立支援等の医療証が交付された場合は、「市区町村等による医療費助成受給の（開始・停止・延長）届出書」（給付様式第8-1号）に医療証の写しを添付して、提出してください。

- ・医療費助成適用期間が延長された場合は、その都度、届け出が必要です。
- ・医療費助成適用期間中に助成が停止された場合も、届け出が必要です。
- ・未届けのため給付金が重複支給となった場合は、給付金を返還していただきます。

ホームページのご案内

公立学校共済組合神奈川支部のホームページに各種手続き方法と共済組合への提出書類の様式を掲載しています。

<https://www.kouritu.or.jp/kanagawa>



The image shows a screenshot of the website homepage for the Kanagawa Branch of the Japan Mutual Aid Association of Public School Teachers. A navigation menu is overlaid on the right side of the page, listing various services and procedures. The menu items are:

- 組合員資格・年金の手続き
- 被扶養者の認定・取消について
- 資格関係の様式のダウンロード …等
- 短期給付の手続き
- 出産費や育児休業手当金等の請求手続き
- 短期給付関係の様式のダウンロード …等
- 治療をうける際の手続き
- 自費で支払った治療費の請求手続き
- 限度額適用認定証の手続き …等
- 資金をかりる際の手続き
- 特定健康診査特定保健指導の手続き
- 厚生サービスの手続き